令和元年度ＪＢＡ健康寿命延伸産業創出事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）

第２回委員会議事録

作成者：事務局長　池田　　努

<table>
<tr><td>実施日</td><td>令和元年 11 月 12 日（月）　13：30～：16：00</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td>一般社団法人 日本寝具寝装品協会　会議室</td></tr>
<tr><td>出席者
計 9 名</td><td>常任委員：6 名、オブザーバ:1 名、事務局 2 名 （敬称略）
<table>
<tr><th>出欠</th><th>委員分野</th><th>氏　名</th><th>企業･団体名、役職</th></tr>
<tr><td>○</td><td>常任委員</td><td>野村 史郎</td><td>ダイトウボウ(株)ヘルスケア事業本部和田哲カンパニー長</td></tr>
<tr><td>○</td><td>常任委員</td><td>浅田 和重</td><td>帝人フロンティア㈱短繊維素材第 1 部部長</td></tr>
<tr><td>○</td><td>常任委員</td><td>西分平和</td><td>西川㈱取締役　常務執行役員</td></tr>
<tr><td>○</td><td>常任委員</td><td>田中 章久</td><td>ブリヂストン化成品㈱東日本第三本部 本部長</td></tr>
<tr><td>○</td><td>常任委員</td><td>志村 洋二</td><td>西川㈱研究開発室課長</td></tr>
<tr><td>○</td><td>常任委員</td><td>坂井 史治</td><td>一財）ボーケン品質評価機構未来研究所長</td></tr>
<tr><td>×</td><td>常任委員</td><td>奥谷 孝良</td><td>一社）日本寝具寝装品協会　専務理事</td></tr>
<tr><td>○</td><td>オブザーバ</td><td>金谷 範之</td><td>（株）繊維情報システムセンター　代表</td></tr>
<tr><td>○</td><td>事務局</td><td>池田　努</td><td>一社）日本寝具寝装品協会　事務局長</td></tr>
<tr><td>○</td><td>事務局</td><td>中村 富夫</td><td>一社）日本寝具寝装品協会</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>検討項目</td><td>① 仲介者（ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）への寝具寝装品に対するヘルスケアサービスのニーズ調査に関する検討
② ＪＢＡ会員企業のヘルスケア・サービスへの意識・取組み・ニーズ調査に関する検討
③ 認定候補商品(掛けふとん、敷ふとん〈ウレタンマット含む〉、まくら)の睡眠健康機能に係わるガイドライン・認証制度の検討（1）
④ ガイドライン・認証制度の策定委員会に招聘する専門家の検討
⑤ 調査報告（Ⅱ）
⑥ 調査 2 事業の委託先検討結果報告
⑦ 次回委員会までに調査・検討することについて</td></tr>
<tr><td>配布資料</td><td>・資料 2－1　：ヘルスケア・サービスを仲介する関係機関等に対するヘルスケアサービスに係わる寝具寝装関連製品のニーズ調査に関する質問・アンケート票（案）
・資料 2－2(1)：東京都介護施設リスト抜粋
・資料 2－2(2)：東京都介護等サービス機関リスト抜粋
・資料 2－3　：ＪＢＡ会員企業向けアンケート票（案）
・資料 2－4　：日本ホームヘルス機器協会説明会資料
・資料 2－5(1)：スリープテック関連資料
・資料 2－5(2)：スリープテック新聞記事
・資料 2－5(3)：テクノエイド評価対象・評価項目（抜粋）</td></tr>
</table>

（会議の内容）

令和元年度ＪＢＡ健康寿命延伸産業創出事業「第 2 回委員会」の開催に先立ち、各委員に配布された資料の確認後、ＪＢＡ事務局中村より以下の挨拶を行った。

・奥谷専務理事は本日緊急要件への対応のため、欠席する。

・昨日（11/11）訪問調査の一環として「一般社団法人日本福祉用具供給協会」、「公益財団法人テクノエイド協会」を訪問したが、両者ともＪＢＡのヘルスケアガイドライン策定事業には好意的で、特に一般社団法人日本福祉用具供給協会からは当該協会員のケアマネジャー、福祉用具選定士／福祉用具専門相談員に対してアンケートを全面的に協力してもらえることになった。

・2 月末までの限られた時間ではあるが、何とか寝具寝装品業界のヘルスケアガイドラインの策定に向けて皆さんの協力をお願いしたい。

続いてＪＢＡ中村が、奥谷専務理事の代役で議事進行を行った。

１．仲介者（ヘルスケアサービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）への寝具寝装品に対するヘルスケアサービスのニーズ調査に関する検討

(1) 仲介者向け「ヘルスケアサービスに係わるご質問・アンケート票」の内容検討

事務局より「資料 2-1」に基づき、仲介者（ヘルスケアサービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他）へのアンケート票（案）の質問項目について説明を行った。

【説明のポイント】

① 仲介者が、どこからのアンケートか、何についてのアンケートか、何のために行うのか、等について疑問を持つ恐れがあることから、回答を始める前に「質問の前に」の項目を設け、そこに「一般社団法人 日本寝具寝装品協会（ＪＢＡ）について」、「経済産業省ヘルスケア産業課が進めるヘルスケアサービス事業の概要について」、「JBAのガイドライン策定事業について」と題し、それぞれ短文で説明を行った。

② 質問はまず「福祉用具認定外の寝具寝装品を使用してサービスを行っているか」について聞き、それを購入・利用する場合の決め手となる要件について尋ねた。

③ 次に「福祉用具認定外の寝具寝装品をサービス利用者(在宅要支援・要介護者)へ薦めているか」について聞き、「どのような予防・抑制効果が期待されれば薦めるのか」、「衛生面等でどのような効果が期待されれば薦めるのか」、「洗濯等のメンテナンスにおいてどのような機能があれば薦めるのか」について質問した。

④ 「予防・抑制効果」、「衛生面等での効果」、「洗濯等のメンテナンス効果」が表示されている場合、どのような裏づけ(エビデンス)があれば良いのか、また記載された機能や効果を知るためには、どのような方法や媒体が効果的なのかについて質問した。

⑤ 最後に、ヘルスケア情報以外に知りたい情報があるか、ＪＢＡが進めているヘルスケア表示寝具ガイドラインの設定作業に協力できるか、についても質問した。

【検討内容、Ｑ＆Ａ、他】

① （委員より）ケアマネジャーや福祉用具専門相談員に対するアンケートとしては、全体的な内容は、以上の質問項目で良いと思う。

② Ｑ：福祉用具の製品に対する認定基準/評価項目について情報があれば知りたい。

⇒Ａ：「資料 2-5（3）」にある「公益財団法人テクノエイド」の 13 分野にわたる評価基準シートを 1 例として説明した。

③ （事務局）一般社団法人日本福祉用具供給協会が協会員のケアマネジャー、福祉用具選定士／福祉用具専門相談員約 100 人程度に対してアンケートを行ってくれることになった。ア

ンケートにつける鑑文は当該協会が準備してくれるとのことで、詳細についてはこれから決めることになっている。

⇒その他意見が出されたが、アンケートの内容については提示案の内容が了承された。

(2) アンケートを行う仲介者施設・機関・企業の選定

① 事務局より「資料 2-2（1）」は「公益社団法人全国老人福祉施設協議会」の会員施設データベースより検索したものであること、「資料 2-2（2）」は東京都の療養介護、生活介護、自律訓練等の施設リストから抜粋したものであることを説明した。これらの諸資料の中から 50 施設程度を選定してアンケートを出状したい旨を説明し、了解を得た。

② また、前述したように一般社団法人日本福祉用具供給協会が協会員のケアマネジャー、福祉用具選定士約 100 人程度に対してアンケートを行ってくれることになったことを報告。

③ また、委員の中で是非アンケート用紙を出場して欲しいところがあれば事務局へ伝えて欲しいことをお願いした。

２．ＪＢＡ会員企業のヘルスケア・サービスへの意識・取組み・ニーズ調査に関する検討

(1) 「寝具寝装品業界のヘルスケアサービスに係わるご質問・アンケート票」の内容検討

事務局より「資料 2-3」に基づき、ＪＢＡの会員企業へのアンケート票（案）の質問項目について説明を行った。

【説明のポイント】

① 質問に入る前に、回答者に何についてのアンケートか、何のために行うのか、等について説明するために、回答を始める前に「質問の前に」という項目を設け、そこに「経済産業省ヘルスケア産業課が進めるヘルスケアサービス事業の概要について」、「JBAのガイドライン策定事業について」と題し、それぞれ短文で説明を行った。

② 質問 1、2、4 はヘルスケア表示寝具寝装品を担当もしくは何らかの形で係わるセクション（部署）を聞き出すためのものである。

③ 質問 3 は検証エビデンスのあるヘルスケア表示寝具寝装品について聞き、質問 5 で効果や機能表示の内容、質問 6 では効果・機能の検証データ（エビデンス）について聞いた。

④ 質問 7、8 は衛生面の表示とその検証データ（エビデンス）について、質問 10、11 はメンテナンス機能の表示とその検証データ（エビデンス）について質問した。質問 12、13 は機能や効果を知るための方法について聞いている。

⑤ 質問 14、15 では既に発表、又は製品化されているヘルスケア表示寝具寝装品について聞き、社外発表した検証データについて質問した。（⇒「貴社では機能性寝具があるか、あればエビデンスデータを取っているか、効果の裏付け検証はあるか」についての質問をここで行った。）

⑥ 最後に、ＪＢＡが進めているヘルスケア表示寝具ガイドラインの設定作業に協力できるか、についても質問した。

【検討内容、Ｑ＆Ａ、他】

① Ｑ：アンケートを行うに当り「ヘルスケア表示寝具とは何か」について明示する必要があるのでは？

⇒各委員より「健康増進のための機能性寝具」、「熟睡できるふとん」、「介護を受ける前の健康維持と介護を受けるようになった後も使える寝具（例：パラマウントベッド等）」、「健康寿命延伸のための睡眠の質を向上させるもの」、「良い睡眠をとってもらうための寝具」、「ヘルスケアの表示があると介護を思わせる」、等の発言があったが、事務局で表現を検討することになった。

② Ｑ：質問５にある、「疲労回復効果がある」、「血行促進効果がある（褥瘡対策等）」、「いびきの抑制効果がある」、「アレルギー抑制効果がある」、等の表現は薬機法との関連で表現を変えたほうが良いのではないか？

⇒これに対する各委員の意見：

- 今回のヘルスケアサービス・ガイドライン策定事業は、要介護が対象ではない（ケアサービスを受ける人が対象ではない）。そのため要介護１、２の人と健常者は同じ機能表現を使った方がいいのではないか。
- 確かに質問内容は、介護よりになっている。ヘルスケアという表示があると介護を思わせる内容になる。
- 質問や回答の項目に、「スリープテック機能」「センサーの組み込み等」を表示してはどうか。⇒スリープテックについては盛り込むことになった。
- 「速乾性」という表現は乾燥時間が決まっているのか、決まってないなら基準を決めるべきではないか。
- ＪＢＡ会員企業向けアンケート票の表示内容と、ケアマネジャー等へアンケート票の表示内容はあわせたほうが良い。
- ケアマネジャー等の仲介者向けの表現は、「疲労回復効果がある」、「血行促進効果がある（褥瘡対策等）」、「いびきの抑制効果がある」等の表現の方が分り易いのではないか、あまり薬機法にとらわれるとヒアリングしたいことも出来なくなるのではないか？　効果が謳えなくなってしまうのでは？　⇒（これに対し）ＪＢＡが出す質問状に薬機法に触れる内容は避けた方が良いのでは？

⇒その他多くの意見が出されたが、事務局で表現の仕方を検討し記載案を出すことになった。

３．認定候補商品(掛けふとん、敷ふとん<ウレタンマット含む>、まくら)の睡眠健康機能に係わるガイドライン・認証制度の検討（1）

(1) 検討に入る前に改めて「資料 2-5（3）」に基づき、「公益財団法人テクノエイド」の評価基準シートについて以下の説明を行った。

① まず認証を受けるためには、工学的安全性について JIS 認証を受けていることが要件となる。

対象品目は以下の用具・器具。

・車いす　　・電動車いす（標準形・簡易形・ハンドル形）

・入浴補助用具（入浴台、浴室用すのこ及び浴槽用すのこ、浴槽内いす）

・特殊寝台　　・スロープ　　・入浴用いす　　・ポータブルトイレ

・歩行器・歩行車　　・エルボークラッチ　　・多脚つえ　　・ベッド用テーブル

（＊評価基準はＷｅｂからダウンロードできるようにしてオープンになっている。）

② 認証は下記 6 機関で行っている。

株式会社　福祉用具総合評価センター　＜宇都宮市＞

公益財団法人東京都福祉保健財団

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団　横浜市総合リハビリテーションセンター

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団　川崎市れいんぼう川崎

一般社団法人日本福祉用具評価センター　＜神戸市＞

社会福祉法人北九州市福祉事業団　福祉用具プラザ北九州

(2) 睡眠健康機能に係わるガイドライン・認証制度の検討

今後の検討方法に関していくつかの意見が出されたが、アンケートの結果を踏まえ、事務局がたたき台を提示することになった。

４．ガイドライン・認証制度の策定委員会に招聘する専門家の検討

招聘する専門家に関し、委員より下記のような様々な意見が出された。

・公益財団法人テクノエイドから評価基準策定に詳しい人　　・薬機法に関係する技官

・主婦連合会の寝具・睡眠に詳しい人　　・消費者協会　　・遠赤外線協会

・訪販業界の寝具・睡眠に詳しい人　　・花王のパーソナル研究所から

・武蔵野大学の寝具・睡眠に詳しい人　　・梶本先生　　・睡眠環境学会関係者

・早稲田　宮崎先生　　・西田先生　　・京都工芸繊維　小山先生

・その他

⇒再度各委員が検討し、次回審議することになった。

５．調査報告（Ⅱ）

(1) 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会主催「第 3 回体調改善機器の認定事業説明会」の報告

事務局より「資料 2-5（1）」に基づき、10/29 に開催された「体調改善機器の認定事業説明会」の報告がなされた。

【説明のポイント】

① 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会は、病気予防、健康維持、美容、ボディメイク等に係わる非医療機器（雑品対象品目）等の体調改善機器類に関して、国民に迅速・安全に届けるための法整備を行っていく。

② 認定審査用提出データの妥当性は従来からの定説や客観的データに基づき評価する。

③ 経産省のヘルスケアサービスガイドラインに係わる自己宣言を行い、承認された。

④ 現在の認定は 10 品目。品目に垣根はない。認定委員会は半年に１回開催。

⑤ 対象は薬機法の認定外品目（雑品）であり、繊維製品（寝具寝装品）も対象品目に入る。対象は「消費者が一般的に使用する製品」ということになる。

⑥ 経産省指導のヘルスケアガイドラインで、「同品目を異なる団体で認証する動き」を整理してもらうように早急に要望すべきである。

⑦ 所謂、Ｂ−Ｂ−ＣのＢ（仲介者）に向けたガイドラインの話は出なかった。

⑧ 講演資料の中の「罰則」、「他法令における広告規制との比較」等は今後のＪＢＡの検討に役に立つ。

(2) 「スリープテック」の最近の動向

事務局より「資料 2-5（1）、（2）」について説明を行った。

【説明のポイント】

① 快適な睡眠による健康増進や生活の向上を図る「スリープテック」が現在注目されるようになって来た。スリープテックとは「各種センサーや活動量計、スマートフォンアプリなどを用いて睡眠状況を可視化したり、光の明るさ・色の調整や環境サウンドなどを用いて入眠導入を図ったり、明かりや音などで朝の覚醒を促したりと、さまざまな形で睡眠を改善するためのテクノロジーの総称」である。

② 配布した資料は、睡眠負債の解消、健康経営、等の観点から、異分野の企業がアライアンスを組んで新しいビジネス分野を開拓しようとする取組み例である。

③ ＪＢＡが取り組んでいるヘルスケアサービスのガイドライン策定に関しても「スリープテック」について注視していかねばならないと思われる。

(3) 公益財団法人テクノエイド協会の評価項目

前述した「3.認定候補商品の睡眠健康機能に係わるガイドライン・認証制度の検討」のところで紹介したので、ここでは割愛した。

なお公益財団法人テクノエイド協会への訪問調査の内容は次回、第 3 回委員会で説明する予定。

６．調査 2 事業の委託先検討結果報告

事務局より「資料 2-6、2-7」を基に、「仲介者(ヘルスケア･サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他)の寝具寝装品に対するヘルスケアサービスのニーズ調査」、「ＪＢＡ会員企業のヘルスケア･サービスへの意識･取組み･ニーズ調査」の 2 つの委託調査に関する委託先選定の経緯が説明された。

・ 2019 年 10 月 29 日付け：見積依頼書を 2 社（㈱繊維情報システムセンター、㈱ユカアンドアルファ）へ提出

・ 2019 年 11 月 1 日：㈱繊維情報システムセンター、㈱ユカアンドアルファより見積書入手
・ 2019 年 11 月 5 日：専務理事、事務局にて検討の結果、提示価格が安く、これまでの実績から㈱繊維情報システムセンターに決定。
・ 2019 年 11 月 5 日：委託契約締結。
・ 2019 年 11 月 5 日よりアンケート票作成、訪問調査を開始。

⇒以上の説明に対し、委員全員の了承を得た。

7．次回委員会までに調査・検討することについて

① 事務局よりアンケート票の修正⇒各委員にMail にて配信。各委員検討。
② 委員会に招聘する専門家の検討
③ 各委員によるＪＢＡの製品別ヘルスケアガイドラインの検討

【次回委員会での審議・検討内容】

① アンケート調査の実施状況確認
② 委員会に招聘する専門家の検討
③ 訪問調査報告
・公益財団法人テクノエイド（福祉用具の臨床的評価事業、福祉用具情報システム「ＴＡＩＳ」事業、福祉用具プランナー制度、等について）
・一般社団法人日本福祉用具供給協会
・その他
④ ＪＢＡの製品別ヘルスケアガイドラインの検討

次回「第 3 回委員会」は 11 月 28 日(木)13：30～15：30 に行うことが確認された。

第 2 回委員会実施風景：

以　上